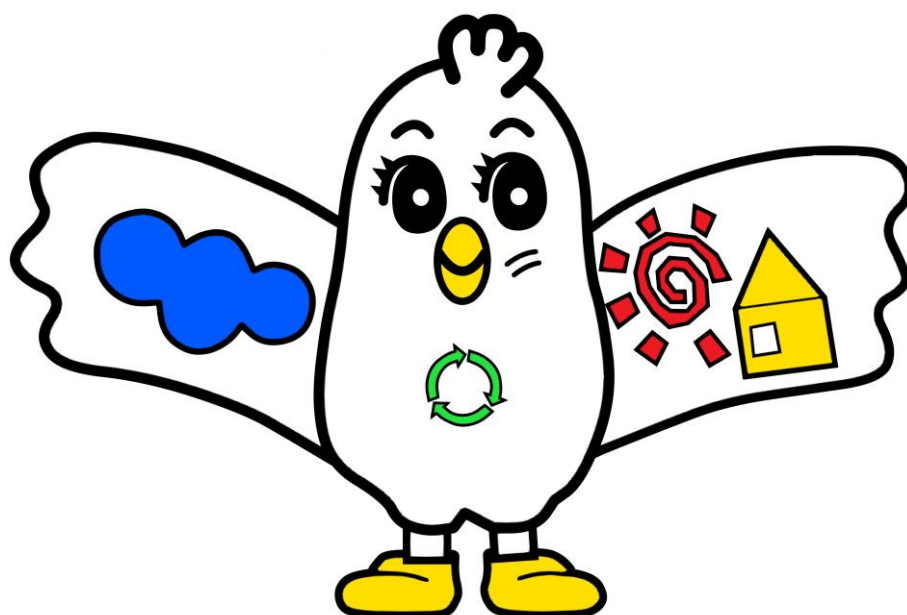


令和4年度

清掃事業概要



いわき市

創りたい ゆたかな明日 伝えたい 誇れるいわき

目 次

I 総説

1	いわき市の概要	1
2	清掃事業の推進体制	2
3	事務分掌	3
4	職員の配置状況	5
5	清掃事業に係る経費の推移	6

II 廃棄物の処理状況

1	一般廃棄物（ごみ）の処理	
(1)	処理の概要	7
(2)	ごみ量の推移	11
(3)	環境省一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価計算	14
2	し尿の処理	
(1)	生活排水処理状況	15
(2)	し尿処理の概要	15
(3)	浄化槽汚泥処理の概要	18
3	産業廃棄物の処理	19

III 減量化、資源化及び美化推進対策

1	減量化対策	
(1)	いわき市廃棄物減量等推進審議会	21
(2)	家庭系ごみ減量対策	23
(3)	事業系ごみ減量対策	25
(4)	再利用可能物の清掃センター搬入規制	25
(5)	レジ袋削減に係る取り組み	25
2	資源化対策	
(1)	紙類分別回収事業	26
(2)	粗大ごみストックヤードにおける資源物の選別	27
(3)	リサイクルプラザ クリンピーの家における資源選別処理	27
(4)	資源物回収実績	28
(5)	一般廃棄物ゼロ・エミッション推進	29

3	美化推進対策	
(1)	いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動	30
(2)	ポイ捨て防止による美化推進	32
(3)	不法投棄の防止	34

IV 処理施設等

1	ごみ処理施設	35
2	し尿処理施設	54
3	その他の施設	66
4	施設の位置図	68

V 関係例規等

1	条例・規則	
	・いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	69
	・いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則	78
	・いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例	91
	・いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例施行規則	93
	・いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例	94
	・いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例施行規則	95
	・いわき市憩いの家条例	96
	・いわき市憩いの家条例施行規則	99
	・いわき市運動場条例	100
	・いわき市運動場条例施行規則	103
2	要綱	
	・いわき市不法投棄等の防止に関する要綱	104
	・いわき市災害時におけるし尿くみ取料金の助成等に関する要綱	105
	・いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱	106
3	令和4年度いわき市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画	107
4	令和4年度いわき市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画	117
5	廃棄物処理行政のあゆみ	119

I 総 説

- 1 いわき市の概要
- 2 清掃事業の推進体制
- 3 事務分掌
- 4 職員の配置状況
- 5 清掃事業に係る経費の推移

1 いわき市の概要

本市は、昭和 39 年の新産業都市の指定を契機に、昭和 41 年、5 市 4 町 5 村の大同合併により誕生したまちで、福島県の南東端、浜通り地方の最南部に位置し、南端は茨城県と接しており、東北圏と首都圏の接点ともいうべき位置にある。

地形は、西側に抱く阿武隈高地（標高 500～700m）から東方に向かって緩やかに低くなり、夏井川、鮫川などの河川が市域を貫き、その河口部を中心とした平野と、なだらかな丘陵地帯が広がっている。

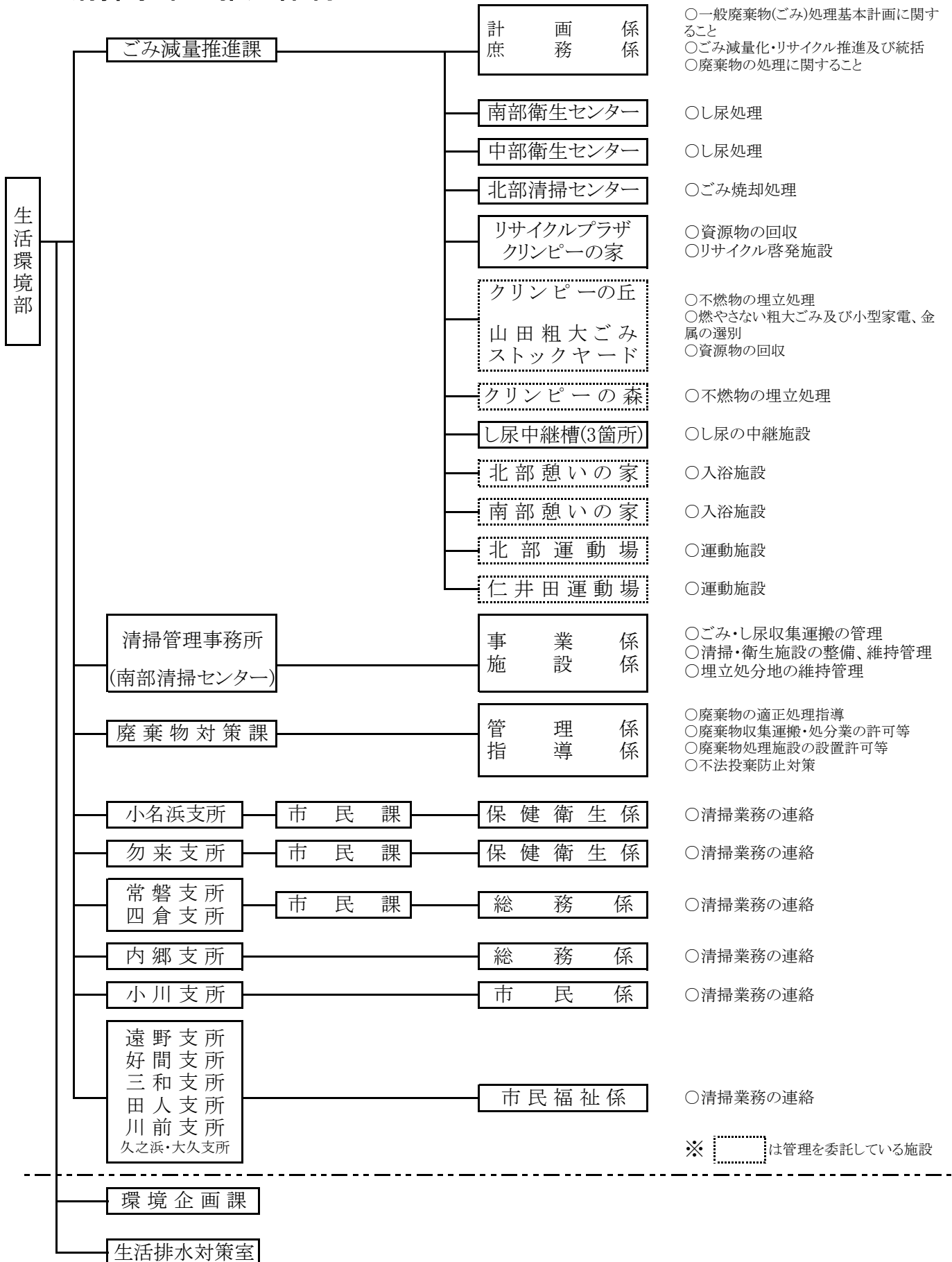
また、太平洋に臨む海岸線は約 60 km にも及び、「いわき七浜」と呼ばれる美しい景観を織りなしており、白砂青松の砂浜と岩礁が繰り返している。

こうした豊かな自然環境に囲まれた本市は、気候も温暖で、冬季でもほとんど雪を見ることなく、県内で最も過ごしやすい地域といわれている。

- ◇ 人口 325,730人
 - ◇ 世帯 141,621世帯
 - ◇ 面積 1,232.51km²
- [令和4年10月1日現在]



2 清掃事業の推進体制



3 事務分掌

(市行政組織規則より抜粋)

〈本庁関係〉

生活環境部の各課においては、おおむね次に掲げる事務をつかさどる。

◆ ごみ減量推進課

- (1) 清掃事業の企画、調整及び統括に関する事。
- (2) ごみ減量化対策に関する事。
- (3) リサイクルの推進及び統括に関する事。
- (4) 清掃思想の普及向上に関する事。
- (5) 清掃事業に関する要望及び苦情の処理に関する事。
- (6) 清掃手数料に関する事。
- (7) 一般廃棄物の集積所の新設及び変更の承認に関する事。
- (8) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。
- (9) 清掃管理事務所に関する事。
- (10) 清掃施設及び衛生施設に関する事。
- (11) リサイクルプラザクリンピーの家に関する事。
- (12) 憩いの家に関する事。
- (13) 北部運動場及び仁井田運動場に関する事。

◆ 廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置等の許可に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事。
- (4) 産業廃棄物の適正処理の指導及び普及啓発に関する事。
- (5) 廃棄物の不法投棄の防止に関する事。

〈出先機関 / 環境衛生関係〉

◆ 清掃管理事務所

清掃管理事務所においては、おおむね次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事。
- (2) 清掃施設及び衛生施設の維持管理に関する事。
- (3) リサイクルプラザクリンピーの家の維持管理に関する事。
- (4) 憩いの家の施設の維持管理に関する事。
- (5) 北部運動場及び仁井田運動場の施設の維持管理に関する事。

◆ **支所市民課 保健衛生係 / 総務係 / 市民係 / 市民福祉係**

支所においてつかさどる事務は、おおむね別表のとおりとする。

※別表（第24条関係）より抜粋

保健衛生関係事務

- (1) 清掃思想の普及向上に関すること。
- (2) 清掃業務の連絡に関すること。
- (3) 廃棄物の不法投棄に関すること。
- (4) 清掃事業に関する要望及び苦情の処理に関すること。

4 職員の配置状況

(令和4年4月1日現在)

組織区分		行政職			技能労務職				会計年度任用再任用	合計
		事務	技術	計	運転手	技能員	作業員	計		
生活環境部		2		2						2
ごみ減量推進課	課長等	2		2						2
	庶務係	5		5				1		6
	計画係	1	3	4						4
清掃管理事務所	課長等		2	2						2
	事業係	4		4						4
	施設係		4	4				2		6
廃棄物対策課	課長等	2	2	4						4
	管理係	3		3				2		5
	指導係	1	5	6						6
北部清掃センター			3	3						3
リサイクルプラザ クリンピーの家			1	1		1		1	3	5
南部衛生センター			3	3		3		3	9	15
中部衛生センター			2	2				1		3
小名浜支所市民課	保健衛生係	3		3						3
勿来支所市民課	保健衛生係	2		2				1		3
常磐支所市民課	総務係	4		4				1		5
内郷支所	総務係	5		5				1		6
四倉支所市民課	総務係	3		3				1		4
遠野支所	市民福祉係	5		5		1		1	3	9
小川支所	市民係	5		5				3		8
好間支所	市民福祉係	6		6				3		9
三和支所	市民福祉係	5	1	6		1		1	1	8
田人支所	市民福祉係	4	1	5				5		10
川前支所	市民福祉係	4	1	5				4		9
久之浜・大久支所	市民福祉係	5		5				1		6
合計		71	28	99	0	6	0	6	42	147

5 清掃事業に係る経費の推移

(平成元年度～令和3年度決算額)

区分 年度	千円		比較		千円		千円		人口 世帯
	一般会計 (A)	清掃費 (B)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ H元年度=100	市民一人当り経費		一世帯当りの経費		
					一般会計	清掃費	一般会計	清掃費	
平成元	88,033,779	3,357,808	3.81	100	250	10	830	32	354,258 107,342
2	91,325,645	3,421,959	3.75	102	258	10	848	32	355,812 109,291
3	93,432,354	3,131,302	3.35	93	263	8	853	28	356,746 111,294
4	104,993,760	3,525,857	3.36	105	295	9	940	31	357,932 113,487
5	112,301,931	3,417,003	3.04	102	314	10	987	30	359,098 115,431
6	115,264,046	4,068,973	3.53	121	322	11	998	35	360,111 117,069
7	116,608,521	6,266,866	5.37	187	324	17	993	53	360,598 117,488
8	118,513,576	7,160,010	6.04	213	328	20	996	60	360,997 119,038
9	115,816,895	5,395,564	4.66	161	320	15	959	45	361,713 120,813
10	128,383,844	17,334,693	13.50	516	355	48	1,048	141	361,934 122,508
11	131,680,352	14,082,044	10.69	419	364	39	1,065	114	361,336 123,628
12	118,176,626	5,079,967	4.30	151	328	14	954	41	360,143 123,816
13	124,703,002	7,630,785	6.12	227	347	21	995	61	359,569 125,303
14	125,293,331	7,295,908	5.82	217	349	20	988	58	359,065 126,756
15	119,311,738	5,166,485	4.33	154	334	14	935	40	357,362 127,666
16	127,056,429	5,043,443	3.97	150	357	14	986	39	356,061 128,858
17	119,002,725	4,929,366	4.14	147	335	14	913	38	354,775 130,272
18	121,252,787	4,937,078	4.07	147	344	14	935	38	352,224 129,613
19	125,140,933	4,946,419	3.95	147	357	14	957	38	350,119 130,814
20	113,528,794	5,078,429	4.47	148	326	15	859	38	347,803 132,163
21	127,311,381	4,559,274	3.58	146	369	13	956	34	345,124 133,164
22	121,641,315	4,447,213	3.66	132	355	13	945	35	342,249 128,722
23	173,932,369	10,055,351	5.78	299	520	30	1,365	79	334,221 127,405
24	216,728,113	20,511,781	9.46	611	656	62	1,698	161	330,218 127,643
25	193,801,157	17,138,805	8.84	510	591	52	1,510	133	327,783 128,382
26	201,013,447	12,524,604	6.23	373	616	38	1,551	97	326,093 129,600
27	157,529,242	6,021,986	3.82	179	450	17	1,117	43	350,237 141,069
28	149,147,386	8,968,128	6.01	267	428	26	1,048	63	348,482 142,300
29	146,311,000	10,104,666	6.91	301	423	29	1,026	71	345,654 142,547
30	143,179,339	10,187,817	7.12	303	418	30	1,002	71	342,871 142,960
令和元	156,335,483	8,479,852	5.42	253	460	25	1,088	59	340,205 143,699
2	192,147,475	13,237,348	6.89	394	577	40	1,359	94	332,931 141,411
3	163,654,091	5,220,056	3.19	155	496	16	1,158	37	329,740 141,347

※ 平成23年度以降は震災に係る経費を含む。

※ 令和元年度・2年度は、東日本台風に係る経費を含む。

※ 人口及び世帯数は各年10月1日時点。